

## 一般社団法人三重県建築士会 ホームページバナー広告表現ガイドライン

### (目的)

第1条 このガイドラインは、一般社団法人三重県建築士会が管理するホームページに掲載する広告について、一般社団法人三重県建築士会トップページ広告掲載規則に規定するもののほか、バナーのデザイン等に関して必要な事項を定めるものとする。

### (広告の禁止表現)

第2条 バナー広告では、次の表現を含んだ広告は使用できない。

- (1) 「閉じる」「はい」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) あたかも選択ができるかのような表示(ラジオボタン)
- (3) あたかも文字が入力できるような表示(テキストボックス)
- (4) あたかも下に選択肢があるかのような表示(プルダウンメニュー)
- (5) アニメーションGIF、透過GIF
- (6) その他、視覚的に適当でないと認められる表現

### (広告の色調)

第3条 バナー広告で使用する文字は、背景色とのコントラストを十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真等を使用する場合は文字の輪郭をはっきりさせるなどして文字を見やすくするように配慮しなければならない。

### (広告の解像度)

第4条 文字やイラスト等は、解像度を高くし、鮮明に見えるようにしなければならない。

### (ガイドラインの改廃)

第5条 この規程の設定及び改廃は、情報・広報委員会に諮り理事会の決議によるこのガイドラインは、理事会の決議を得なければ改廃できない。

### 附 則

このガイドラインは、令和5年4月1日から施行する。